

徳島県規則第十九号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和五十七年徳島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

徳島県収入証紙貼付欄

様式第一号中

住所	申請者
氏名	氏名
	印

「^印」 成年被後見人又は被保佐人」^印又「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」^印、^印「1から5の」^印又「1から5までの」^印と改定。

徳島県収入証紙貼付欄

様式第一号中

主たる事務所の所在地	申請者	主たる事務所の所在地	申請者
名称	名称	名称	名称
代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名
	印		印

「^印」 成年被後見人又は被保佐人」^印又「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」^印、^印「1から5の」^印又「1から5までの」^印と改定。

徳島県収入証紙貼付欄

--

	「申請者住所氏名」		「申請者フリガナ住所氏名」
	やゑごゝ 申請者 住所 氏名		印」 や 申請者 フリガナ 住所 氏名

印」 「成年被後見人又は被保佐人」や「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」は、「1から5の」や「1から5までの」に於ける。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。